

厚生労働省が定める手術「医科点数表第2章10部手術の通則5及び6に掲げる手術」
の実施件数（令和7年1月から12月まで）

手術の区分			手術件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
	イ	黄斑下手術等	0件
	ウ	鼓室形成手術	0件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
	オ	経皮的力カーテル心筋焼灼術	0件
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	1件
	イ	水頭症手術等	0件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	エ	尿道形成手術等	0件
	オ	角膜移植術等	0件
	カ	肝切除術等	0件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
区分3	ア	上顎形成術等	0件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘術	0件
	エ	母指化術等	0件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	0件
	キ	同種死体肝移植術等	0件
区分4		胸腔鏡下手術、腰腔鏡下手術	0件
その他の区分	ア	人工関節置換術等	48件
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ウ	ペースメーカー移植術、交換術	0件
	エ	冠動脈バイパス術、大動脈バイパス術	0件
	オ	経皮的冠動脈形成術	0件
		経皮的冠動脈血栓切除術	0件
		経皮的冠動脈ステント留置術	0件